

住宅リフォーム補助制度

市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、市民が市内の施工業者を利用して住宅のリフォームを行う場合に、その費用の一部を補助します。

工事契約をする前に申請・承認が必要となりますので、すでに契約・工事着工された工事は対象外となります。

○対象住宅

- ①自己の居住用住宅【賃貸住宅は対象外】
※店舗等との併用住宅は個人居住部分

○対象者

- ①市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること
- ②住宅の所有者等で、現に居住していること
- ③対象者及び同居者が市税を完納していること

○補助対象事業

- ①対象となる工事（別表参照）
 - ・対象とならない工事（他制度による補助金を受けている、外構工事、太陽光発電工事等）については、別表をご確認いただき、不明な場合は直接お問い合わせください。
- ②旭市内に本店又は支店のある業者による工事
- ③対象工事金額20万円以上
- ④令和9年1月末までに工事が完了し、実績報告ができること

○補助金額

- ①工事に要した費用の1/10の額（限度額20万円）
※1住宅につき1回の交付です。
決定後に工事費が増額となっても、補助金の増額変更はできません。



○補助金の申請方法

事前申込受付期間

令和8年4月6日(月) ~ 5月12日(火)

※先着順ではありません。

※事前申込された方の補助見込額が予算範囲を超える場合は抽選となります。

- ①申請期間内に事前申込書に必要事項を記入し、見積書を添えて提出してください。
- ②抽選日 令和8年5月18日(月)を予定
- ③交付申請期限 令和8年6月5日(金)を予定
- ④工事完了した際は、完了後30日以内に完了実績報告をしてください。（最終期限1月末）

○申込受付・問い合わせ先

申込受付・資料請求のほか不明な点については、下記までお問い合わせください。

都市整備課建築住宅班 TEL 0479-62-5895